

氷見市いきいき元気館、氷見市児童館及び氷見市総合体育館の 指定管理者募集要項

氷見市いきいき元気館、氷見市児童館及び氷見市総合体育館の指定管理者（施設を管理運営する団体）を募集します。

なお、管理施設数は複数ですが、一体的に管理し、それぞれの施設を効果的、効率的に運営していくことにより、利用者へのサービス向上を図る観点から、募集团体数は1団体とします。

第1 氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館について

1 施設の概要

(1) 名称

氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館（以下「いきいき元気館等」という。）

(2) 所在地

氷見市中央町12番21号

(3) 施設の沿革、役割等

いきいき元気館等は、平成14年に新設された元気館及び平成15年に総合体育館を改修オープンしたいきいき館から構成される複合施設で、市民の健康づくりを支援するとともに、乳幼児から高齢者までの世代間交流の促進、体育・スポーツの普及振興と市民の心身の健全な発達に寄与することを目的としています。

(4) 施設概要

ア 規模・構造

敷地面積 11,195㎡

建物面積 (ア) いきいき館 床面積4,294㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート2階建

(イ) 元気館 床面積2,566㎡ 鉄筋コンクリート3階建

イ 施設内容

(ア) いきいき館

1階 ボランティア総合センター、ボランティアワークルーム、地域子育てセンター、多目的広場、わんぱく広場、トレーニングルーム

2階 いきいきサロン、ふれあい工房、こどもの城、氷見市児童館、学習ルーム、チャレンジルーム、ネット遊具(利用休止中)

(イ) 元気館

1階 氷見市健康課・病院事業管理室、リハビリルーム、ふれあい健康ルーム、健康チェックコーナー、健康相談室

2階 クッキングルーム、栄養学習室、親子健康ルーム

3階 子ども発達サポートセンターくるむ

ウ 共用駐車場 134台

(5) 運営に係る事項

令和6年度利用者数 5,869人

(多目的広場 1,610人、ワークルーム 2,865人、交流サロン 408人、いきいきサロン 986人)

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 開館時間 午前8時30分～午後10時
ただし、始業及び終業の作業に要する時間は、含まれていません。
 - (2) 休館日 1月1日～同月3日及び12月29日～同月31日
 - (3) 関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること
 - (4) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
 - (5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
- ※ 管理の基準に関する細目事項は、協議のうえ、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) いきいき元気館等の維持管理に関する業務
 - (2) いきいき元気館等の利用の承認及び料金の徴収に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務
- ※ 業務の詳細については、別記1「氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館管理業務仕様書」によるものとします。また、管理運営業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、協議のうえ、必要に応じ協定を変更します。

4 指定（予定）期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でない
と認めるときなどには、指定を取り消すことがあります。

5 事業規模

いきいき元気館等の管理運営にかかる経費については、以下の金額を目安とし、申請の際の事業計画及び収支予算を策定してください。

なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年3%を基準として見積もってください。

(参考) 令和7年度予算額	市委託料	29,787千円
	雑収入(自動販売機)	537千円

6 利用料金

利用料金は指定管理者の収入とします。

〔利用料金〕

区 分			単 位	金 額 (円)
ト ー ン ル ム	普通利用料金	一般	2 時間	2 0 0
		中学校の生徒		1 0 0
	回数券利用料金		2 0 0 円券 1 1 枚つづり	2, 0 0 0
			1 0 0 円券 1 1 枚つづり	1, 0 0 0

備考

- 1 「一般」とは、中学校の生徒以外の者をいう。ただし、小学校の児童及び学齢に達しない者を除く。
- 2 利用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

第2 氷見市児童館について

1 施設の概要

(1) 名称

氷見市児童館

(2) 所在地等

氷見市中央町12番21号 いきいき館2階の一部 約285㎡

(3) 施設の沿革、役割

氷見市児童館は、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的として昭和44年に設置されました。平成15年にいきいき館の2階に移転したことにより、児童館は複合施設の一部として機能し、遊びや学びの場を提供するだけでなく、子育て支援や地域交流の場としての役割を強化し、地域の子どもたちの健全育成に寄与する重要な拠点となっています。

(4) 運営に係る事項

令和6年度利用者数 12,552人

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間 午前8時30分～午後6時

ただし、始業及び終業の作業に要する時間は含まれていません。

(2) 休館日 1月1日～同月3日及び12月29日～同月31日

(3) 関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること

(4) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと

(5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと

※ 管理の基準に関する細目事項は、協議のうえ、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 児童館の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※ 業務の詳細については、別記2「氷見市児童館管理業務仕様書」によるものとする。

4 管理運営に従事する者に必要な資格及び人数の基準

詳細については、別記2「氷見市児童館管理業務仕様書」によるものとする。

5 指定（予定）期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときなどには、指定を取り消すことがあります。

6 事業規模

氷見市児童館の管理運営にかかる経費については、以下の金額を目安とし、申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年3%を基準として見積もってください。

（参考）令和7年度予算額 6,206千円（児童館運営事業費）

第3 申請等について

1 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること（※個人での応募はできません。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (2) 氷見市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 氷見市税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または再生手続を行っていないこと
- (5) 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと
- (6) 氷見市内に事務所を有すること

2 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2) 氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館（又は氷見市児童館）指定管理者事業計画書【様式第2号】及び氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館（又は氷見市児童館）管理業務収支予算書【様式第3号】
- (3) 代表者等名簿【様式第4号】
- (4) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (8) 氷見市税の納税証明書
- (9) その他市長等が必要と認める書類

※施設の利用料金については、令和8年4月から変更となる場合がありますが、(2)の収支予算書については、現行の利用料金(単価)に基づき作成してください。

3 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月18日（木）から10月10日（金）まで
- (2) 受付方法 質問票【様式第5号】に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

4 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 氷見市市民部健康課

〒935-0011 富山県氷見市中央町12番21号

電話 0766-74-8062

FAX 0766-74-8257

- (2) 受付方法 令和7年9月18日（木）から10月20日（月）まで（土・日曜日、休日は除く。）

の午前8時30分から午後5時までとします。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

5 選定方法

次に掲げる要件を満たすもののうちから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。

- (1) 市民の平等利用が確保されるものであること
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 当該指定管理者の指定の申請をした法人その他の団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

6 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

7 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、不適当と認められるもの

8 選定の時期

令和7年11月中の選定を予定しています。

9 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

10 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、氷見市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定に当たっては、市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は各会計年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 委託料のうち修繕料分については、毎年度実績に応じて精算することとします。

11 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。（当該書類は、指定管理者の選考及び指定に関する事務に使用します。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

12 様式

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2) 氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館（又は氷見市児童館）指定管理者事業計画書【様式第2号】
- (3) 氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館（又は氷見市児童館）管理業務収支予算書【様式第3号】
- (4) 代表者等名簿【様式第4号】
- (5) 質問票【様式第5号】

<問い合わせ先>

- ◎ 氷見市いきいき元気館及び氷見市総合体育館に関すること。

氷見市市民部健康課

電 話 0766-74-8062

FAX 0766-74-8257

E-mail kenkou@city.himi.lg.jp

- ◎ 氷見市児童館に関すること。

氷見市市民部子育て支援課

電 話 0766-74-8117

FAX 0766-30-2913

E-mail kosodateshien@city.himi.lg.jp